

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドラインの策定について

観光商工部企業立地課

1 策定の趣旨・理由

工場立地法においては、一定規模以上の工場等の新增設の際、敷地内に一定割合の緑地等を確保することが規定されています。

一方、工場立地法運用例規集では、既に立地している工場等において、敷地内に未利用地が無く緑地等の確保が難しいなどの特段の事情がある場合、市町村が別に定める基準(ガイドライン)に沿って敷地外に緑地等を整備することができる旨を規定しています。

このため、本規定の運用条件となるガイドラインを策定し、運用することで、企業の設備投資を促し、産業振興と工場周辺的生活環境の向上を図ろうとするものです。

2 敷地外緑地等に関するガイドライン(案)の主な内容

(1) 対象工場(次の要件をすべて満たすもの)

- ① 特定工場(新設は除く)、若しくは工場等のうち増改築等により新たに特定工場となるもの
(新規立地の際はガイドラインの対象外だが、その後の増設の際には対象)
- ② 生産施設の面積を増加させるもの
- ③ 工場敷地内に未利用部分が無いこと

(2) 敷地外緑地等の要件(次の要件をすべて満たすもの)

- ① 実質的に緑地等に係る準則が満たされること
- ② 対象工場の周辺の地域的生活環境の保持に寄与するものと認められること

(3) 敷地外緑地等の形態(次のいずれかに設置されるものであること)

- ① 自社所有地
- ② 借地
- ③ 市が指定する都市公園 ※管理費用相当額を負担

(4) 敷地外緑地等の設置範囲

敷地外緑地等の設置範囲は、工場敷地の外周から2kmの範囲内に当該敷地外緑地等の一部を含むこととし、かつ、本市の区域内に限ること

3 市が指定する都市公園を選定する場合

(1) 対象となる都市公園

市が指定する都市公園56箇所の内、工場の敷地外周から2kmの範囲内にある公園(開発緑地、指定管理対象公園、市が土地を所有していない公園、公園愛護会が活動している公園は除く)

(2) 管理方法

市(まちづくり整備課)と締結した協定書に基づき、管理費用相当額を市へ納付することで、実質的に管理を行っているものとみなす

(3) 管理費用相当額の算出方法

市が算出した、都市公園の管理費用相当額を単価とし、それに「設置する敷地外緑地等の面積」を乗じた金額

(参考)令和4年4月1日現在の単価で積算した金額 315円/㎡・年